

## 社会福祉法人比布町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人比布町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報 酬)

第3条 会務の統括と会の運営に重責を担う会長及び副会長に対し、別記1のとおり報酬を支給する。

2 報酬は就任した月にあっては、その当月分の金額を、職を離れたときは、その日までを日割りをもって計算した金額を支給する。

### (報償金)

第4条 役員には、退任に際し別記2のとおり報償金を支給する。ただし、50,000円を限度とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日を支給日とする。

(2) 報償金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、速やかに支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったものを控除して支給する。

### (公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年3月22日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

別記1 会長及び副会長の報酬

会 長 月額 38,000 円

副会長 月額 20,000 円

別記2 役員の報償金

一任期 10,000 円